困ったときは"おたがいさま"

いしこし助け合いサービス

石越町の住民による、住民のための、会員制の助け合い活動です。

足腰が弱くなったり、免許を返納して車が運転できなくなったりして、生活でのちょっと した困りごとがあっても手伝ってくれる人がいない…そんな時に住民の皆さんの参加と協 力によりがお手伝いする、会員相互の助け合いサービスです。

利用する方も協力する方も会員登録をしていただき、必要に応じたサービスを提供します。

会員の対象者

| 種類 | 対象者 |
|------|---|
| 利用会員 | 石越町に在住し、事業の趣旨に賛同いただき、尚且つ 60 歳以上で車の運転ができなく、支援を必要とされる方。 |
| 協力会員 | 事業の趣旨に賛同いただき、助け合いの精神でご協力いただける方 (付添い介助、車輌の運転、軽微な生活支援、事務局の運営支援等) |

※サービスを利用するには、会員登録(許可)、同意書への署名が必要です。

利用会員会費及び利用料

| 年会費 | 1人/1,000円(事務諸経費・保険料) |
|-----|------------------------------|
| 利用料 | 1回1時間程度を目途とし、町内…100円 町外…200円 |
| | ※主な目的地は、石越町、中田町、迫町、若柳町とします。 |

利用日時

月曜日から金曜日(土日祝日・年末年始を除く)午前8時30分から午後3時まで

1人、月2回まで 利用できます。

サービスの内容

協力会員が利用会員に対して、生活支援サービスを行います。

- ・病院等への通院付添い支援。
- ・買い物への付添い支援。
- ・金融機関への付添い支援。
- その他、ちょっとした困りごとのお手伝い。





車輌は社協石越デイサービスの 車をお借りしています。



いしこし助け合いサービス利用の流れ



利用会

石越町在住の 60 歳以上で 支援を必要としている人



サービス提供

利用料金の預け渡し

このサービスの趣旨を理解 し、お手伝いいただける方



1週間前までに 利用申し込み

利用料金の納入 活動の報告

> 協力会員の調整 (時間・場所の連絡)

利用会員 · 協力会員登録 サービスの調整



※当面の間、登米市社会福祉協議会 石越支所に事務局を置きます。

利用される方、 協力いただける方を 募集中です!!

随時申請可能です。

申込書の配布、お問合せは下記まで!!

相談・お問合せは、

登米市生活支援体制整備事業 第二層中田•石越圏域協議体 石越地区連絡会

いしこし助け合いサービス事務局 電話 0228-34-2501

登米市石越町南郷字新石沢前 47-3 (石越福祉センター内)

登米市社会福祉協議会 石越支所 平日月曜日~金曜日

(土日祝日・年末年始を除く)

午前8時30分~午後3時まで

いしこし助け合いサービス実施要項

(目的)

本事業は、協力会員と利用会員からなる会員相互の支え合い事業です。ボランティアによる助け合い活動を実施し、高齢者等の在宅生活を支援します。また、市民のボランティア活動を促進し、住民相互の絆を深めることで、共助により地域の福祉力を高める町づくりを目指します。

(名称)

この事業の名称は、『いしこし助け合いサービス』とし、実施主体は「登米市生活支援体制整備事業第二層中田・石越圏域協議体石越地区連絡会」(以下、「石越地区連絡会」という。)が行う。

(登録会員の種別)

- ・協力会員…事業に賛同する方。
- ・利用会員…石越町に居住し、事業の趣旨を理解し賛同する方。

(事務局)

この事業の事務局は、<u>当分の間</u> 登米市社会福祉協議会石越支所(石越町南郷字新石 沢前47番地3 0228-34-2501 石越福祉センター内)に置く。

(支援内容)

この事業は、協力会員が利用会員に対して生活支援(介助)サービスを行う。

- 病院等への通院付添い介助。
- ・買い物への付添い支援。
- ・金融機関への付添い支援。
- ・その他必要な生活支援を行う。

(登録)

協力会員・利用会員として登録する方は、様式第1号・様式第2号の会員登録申請 書に記入し事務局に提出し、石越地区連絡会に利用許可を得ること。

2 利用会員ついては同意書(様式第3号)を理解し、署名するものとする。

(会費)

同意書へ署名した者は、利用会員の年会費1,000円を石越地区連絡会へ納めること。

(事業に係る経費について)

消耗品(事務用品)、その他必要なものは利用会員の年会費をあてる。

(利用会員の条件)

原則として60歳以上で車の運転ができない方で、支援を必要とする方。

(利用範囲)

利用範囲は町内または町外とする。

(利用日時)

月曜日から金曜日(土曜日・日曜日・祝日を除く)まで、時間は午前8時30分から午後3時までとする。

(利用回数)

一人、月2回までとする。

(利用申込)

利用予定の1週間前まで、電話で申込する。

(利用料)

1回1時間程度を目途とし、町内100円、町外200円とする。

(登録の喪失)

会員が次の事由に該当するときは、その登録を喪失する。

- (1) 退会した時。
- (2) 利用会員の条件が満たさない時。
- (3) 目的に反する行為があった時。

(経費)

事業の経費は、年会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

(その他)

この要項に定めるもののほか、必要な事項はその都度、石越地区連絡会に諮って定める。

附則

この要項は、令和元年7月23日より施行する。